

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	6	府省庁名 文化庁	
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例等の拡充		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 個人又は法人が重要文化財等を国・地方公共団体等に譲渡した場合の譲渡所得については課税の特例等の措置が講じられ、個人住民税・法人事業税の所得割及び法人住民税については課税標準の特例措置を適用し算定しているところ、市町村が指定する文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡についても、当該課税標準の特例措置の対象とする。</p> <p>・特例措置の内容 市町村が指定する文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡についても、以下のとおり個人住民税・事業税の所得割及び法人住民税について課税標準の特例措置の対象とする。なお、国が認定した文化財保存活用地域計画に記載された、公開等の事業の用に供する重要文化財等の譲渡に限る。</p> <p>① 個人が重要文化財（動産又は建造物）を文化財保存活用支援団体に譲渡した場合、所得税を非課税とし、個人住民税の所得割について、課税標準の特例措置を適用し算定することとする</p> <p>② 個人又は法人が重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地を文化財保存活用支援団体に譲渡した場合、2000万円を上限に、所得税について特別控除、法人税について損金算入し、個人住民税・法人事業税の所得割及び法人住民税について、課税標準の特例措置を適用し算定することとする</p>		
関係条文	地方税法第32条第2項、地方税法第72条の23第1項、地方税法第313条第2項、租税特別措置法第34条第2項第4号、租税特別措置法第40条の2第1項		
減収見込額	[初年度] ▲11 (—) [平年度] ▲11 (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 文化財保存活用支援団体への文化財の譲渡を促進することにより、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図り、次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する。</p> <p>(2) 施策の必要性 過疎化や少子高齢化等により、文化財の継承の担い手が減少しつつあり、文化財の次世代への確実な継承が危ぶまれている。また、観光まちづくり等の分野において、文化財の活用の機運が高まっているところ。 こうした状況を踏まえ、平成30年6月、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が成立し、市町村による文化財保存活用地域計画の策定及び国による当該計画の認定や、市町村による文化財保存活用支援団体の指定など、地域における文化財の総合的な保存・活用を推進することとしている。また、「経済財政運営と改革の基本方針2018」や「未来投資戦略2018」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」において、改正文化財保護法に基づく文化財の総合的な保存・活用の積極的な推進や、文化財を魅力ある地域づくりに活かす地方公共団体の取組への支援について明記されている。 本要望により、今般創設された文化財保存活用支援団体への文化財の譲渡を促進することは、担い手不足等に直面し、散逸・滅失の危機にある文化財の次世代への確実な継承を実現する上で極めて効果的である。また、文化財保存活用地域計画に基づく文化財の計画的・一体的な公開活用を通じ、文化財を核とした地域活性化の実現に一層寄与することが可能となる。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・政策目標 12「文化による心豊かな社会の実現」 施策目標 12-2 文化財の保存及び活用の充実 ・まち・ひと・しごと創生基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）抜粋 平成30年通常国会で成立した改正文化財保護法に基づく文化財の総合的な保存・活用を積極的に進め、魅力ある地域づくりに活かす地方公共団体の取組や、(略)を支援する ・未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）抜粋 地域における文化財の総合的な保存・活用を積極的に進め、魅力ある地域づくりに活かす自治体に対し、市町村の文化財保存活用地域計画に基づく情報発信、人材育成等の取組を支援する。
	政策の達成目標	文化財保存活用支援団体への重要文化財等の譲渡を促進することにより、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図り、次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久的措置
	同上の期間中の達成目標	文化財保存活用支援団体への重要文化財等の譲渡を促進することにより、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図り、次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する。
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	約5件（2020年度までの見込み）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	文化財保存活用支援団体への重要文化財等の譲渡を促進することにより、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図り、次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得の非課税措置（租特法40条）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保存活用地域計画作成事業 平成30年度予算 256百万円の内数 ・地方公共団体による史跡等の買上げ支援 平成30年度予算 10,634百万円 ・地方公共団体による重要文化財（建造物）の買上げ支援 平成30年度予算 1,097百万円の内数
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	地方公共団体による文化財保存活用地域計画の策定支援は平成30年度から先行して実施しているところ。 本要望措置と合わせて実施することにより、個人・法人が所有する文化財の譲渡と、譲渡された文化財に係る地域計画に基づく公開活用等の実施を一体的に支援することが可能となり、文化財の計画的な保存・活用の一層の促進が期待される。
	要望の措置の妥当性	今回の要望は、文化財の所有者から文化財保存活用支援団体に文化財を譲渡するインセンティブを与えるものであり、文化財保存活用地域計画に基づく文化財の計画的な保存・活用が期待されることから妥当な措置である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	
<p>前回要望時の達成目標</p>	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和45年度 国及び地方公共団体に対し史跡名勝天然記念物として指定された土地を売り渡した際の譲渡所得の特別控除の創設 昭和47年度 国に対し重要文化財を売り渡した際の譲渡所得税の非課税措置の創設 昭和50年度 国に加え、地方公共団体に売り渡した場合への拡充※、土地譲渡に係る特別控除・損金算入の上限を2,000万円に引き上げ 昭和55年度 有効期限の設定（昭和57年12月31日まで）※ 昭和57年度 5年間の延長（昭和62年12月31日まで）※ 昭和62年度 5年間の延長（平成4年12月31日まで）※ 平成4年度 5年間の延長（平成9年12月31日まで）※ 平成9年度 5年間の延長（平成14年12月31日まで）※ 平成13年度 独立行政法人国立博物館等に売り渡した場合への拡充 平成14年度 5年間の延長（平成19年12月31日まで）※ 平成19年度 恒久措置化※ 平成26年度 国、地方公共団体に加え、地方独立行政法人（博物館相当施設を設置・管理するものに限る）に売り渡した場合への拡充</p> <p style="text-align: right;">※重要文化財を売り渡した場合に係る措置</p>
<p>ページ</p>	<p>6—3</p>